



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *16 和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を
改正する規則 1

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第16号

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、他の法令及び条例等（第3条及び別表において「法令等」という。）に特別の定めのある場合を除くほか、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、公安委員会等に対して行い、又は公安委員会等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請等の指定) 第3条 次の各号に掲げる申請等は、別表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。 (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等であって、情報通信技術活用規則第11条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの (2) 情報通信技術利用条例第3条第1項の規則で定める申請等</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、公安委員会等に対して行い、又は公安委員会等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請等の指定) 第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項で定める申請等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</p>

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して前条の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項その他の公安委員会等が必要と認める事項を、情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等が定める技術的基準に適合するものに限る。以下「申請等を行う者の使用に係る電子計算機」という。）から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信することにより申請等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、申請等を行う者の氏名又は名称、使用する識別符号及び暗証符号その他必要な事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信しなければならない。ただし、前条の申請等について公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する申請等については、この限りでない。
- 4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下この項及び次項において「添付書類」という。）に記載すべき事項又は記載されている事項（次項において「添付事項」という。）を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信しなければならない。ただし、当該添付書類を提出した場合は、この限りでない。
- 5 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付事項を入力し、又は送信する場合は、公安委員会等が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書類を提出させることができる。

6・7 略

(氏名又は名称等を明らかにする措置)

第7条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の氏名又は名称を明らかにする措置であつて次の各号に掲げるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信されたものに限る。）及び第4条第2項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する措置であつて、情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して前条の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項その他の公安委員会等が必要と認める事項を、同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等が定める技術的基準に適合するものに限る。以下「申請等を行う者の使用に係る電子計算機」という。）から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより申請等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、申請等を行う者の氏名又は名称、使用する識別符号及び暗証符号その他必要な事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、前条の申請等について公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する申請等については、この限りでない。
- 4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は記載されている事項（次項において「添付事項」という。）を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、当該書面等を提出した場合は、この限りでない。
- 5 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付事項を入力する場合は、公安委員会等が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。

6・7 略

(氏名又は名称等を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信されたものに限る。）及び第4条第2項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

が定めるもの
(2) 情報通信技術利用条例第3条第4項の規則で定める措置

2 略

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合であって、情報通信技術活用規則第11条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが、不可能である場合又は申請等に支障を及ぼす場合

第9条 略

別表 (第3条関係)

法令等名	規 定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3 第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第11条第1項（第16条第3項及び第17条第2項の規定により準用する場合に限る。）及び第16条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）	略
和歌山県道路交通法施行細則（	第8条第1

2 略

第8条 略

別表 (第3条関係)

条例等名	規 定
和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）	略

昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号	項		
和歌山県警察の情報の公開に関する規則(平成13年和歌山県公安委員会規則第9号)	略	和歌山県警察の情報の公開に関する規則(平成13年和歌山県公安委員会規則第9号)	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。